

特に東町2の低下が激しく、  
前年度より31ポイント減の64  
幅な落ち込みを示しました。

## 過去5か年度の

# 町税・国保税の地区別滞納状況

次に、昭和58年度から62年度までの5か年度分の町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税）及び国民健康保険税の地区別滞納状況をお知らせします。

（表2）

### 滞納額は

**4,552万円**

本年6月末日現在の滞納状況は、50地区内の252世帯が滞納し、その額は四千五百五十二万八千円の巨額にのぼっています。

### 4世帯以下は

**28地区**

滞納世帯が4世帯以下の地区は28地区で、この内訳は、4世帯が7地区、3世帯が4地区、2世帯が10地区、1世帯が7地区となっています。

### 5世帯以上は

**22地区**

滞納世帯が5世帯以上の地区は22地区で、このうち、古川の21世帯と南部2の20世帯が群を抜いています。

### 多額滞納地区は

**南部2**

滞納世帯が1地区5世帯以上の中で、滞納額が最も多いのは南部2の四百六十五万九千円で、2位が鳥喰下の三百五万三千円、3位が古川の二百五十三万四千円、4位が東町1の二百九万二千円、5位が南部1の二百七万円の順となり、その額は一千四百四十万八千円などおり、このワースト5地区内の69世帯だけで、滞納額は一千四百四十万八千円となり、滞納総額の32%を占めています。

### 滞納のない地区は

**18地区**

滞納のない地区は、大総地区では寺方・曾根合・於幾・坂田・取立・姥山・遠山・中台・牛熊の9地区と、横芝地域の上町2・両国新田・栗山

### 納税相談のすすめ

町では、滞納者が容易に納税できるよう、分割納付等の相談に応じていますので、税務課でご相談ください。

### 納税組合

#### 加入のすすめ

(1) 滞納しているために納税組合に加入できない、あるいは、加入しづらいと思っていきます。

善良な納税者に対する不公平感を払拭するために、納税の義務を履行しない悪質滞納者に対しては、不動産や電話加入権のほかに給料や預金等の差押え及び公売を行いうる滞納者が多いですが、自由に加入できますので、地区内の納税組合への加入をおすすめします。

### 差押え状況

町では、悪質な滞納者に対する差押え状況は、地家屋（土建業者）が40名、電話加入権が30名となっています。

差押え状況は、不動産（土地・家屋）が40名、電話加入権が30名となっています。

### 公売処分

去る、6月6日、納税にいて誠意を示さない悪質滞納者1名の電話加入権を公売し、滞納額へ充当しました。

### 差押えの解除

滞納額の納付により差押えを解除された人は、不動産が30名、電話加入権が11名でした。

### 納税は 国民の義務

納税は、国民の三大義務のひとつです。しかも町税や国保税は、担税力に応じた税負担をお願いしていますので、決して納められない税額ではありません。

ですから、滞納者というレッテルを、一日も早くはがすよう納税の努力をしてください。

### 悪質滞納者への 処分

(2) 納税組合へ加入した場合

には、平成2年度分の町税や国保税等を納税組合を通じて納税し、平成元年度以前の滞納分については、税務課で納税相談をしてください。